

岩手県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定した旨、報告があった。

平成30年5月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸 之

- 1 市町村名 久慈市
- 2 指定した施設の名称 久慈市中央市民センター、久慈市中央市民センター久慈湊分館、久慈市中央市民センター枝成沢分館、久慈市小久慈市民センター、久慈市宇部市民センター、久慈市山形市民センター